

NEWS RELEASE

A23-173

2024年2月14日

一般社団法人不動産証券化協会

マスター資格認定の一部制度改正について

一般社団法人不動産証券化協会（会長：菰田 正信 三井不動産株式会社代表取締役会長）は、当協会が実施する「不動産証券化協会認定マスター資格制度（以下、「マスター資格制度」）」について、創設 20 年目となる 2025 年 4 月から、資格認定者の間口を拡大する制度改正を行います。具体的には、マスター養成講座のカリキュラムを 2024 年度より強化・拡充したうえで、2025 年度以降は資格認定の要件として求めていた「金融又は不動産の 2 年以上の実務経験」を廃止するものです。（詳細は別紙をご参照ください。）

マスター資格制度は、不動産投資・証券化に携わるプロフェッショナルな人材の育成と裾野拡大を通じて市場の健全な発展に寄与することを目的に、金融と不動産分野に従事する実務家を対象とした不動産証券化教育プログラムとして 2006 年 4 月に創設されました。

その後の不動産証券化の普及により、資格認定者は 1 万名を超え（2024 年 1 月時点 10,500 名）、認定を目指すためのマスター養成講座の受講者は年々増加し（2023 年度受講者数 3,225 名）、金融・不動産業以外に従事する受験者も増加傾向にあります。

不動産証券化手法は一般事業会社においても財務戦略や経営多角化等の目的で広く活用され、当分野のスキルを有する専門人材に対するニーズはより高まっています。

このため、マスター資格制度の間口を広げ、充実した不動産証券化教育により多くの有能な人材をマスター認定者として継続的に送り出すことが、不動産証券化市場の一層の発展には不可欠です。

今般のカリキュラムの強化・拡充及び実務経験要件の廃止により、マスター資格制度が金融・不動産業に限らず広く一般へと普及する契機になると考え、今回の制度改正を行うものです。

不動産証券化協会は、マスター認定者の拡充を通じ社会に必要とされる専門人材の育成に引き続き邁進して参ります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

一般社団法人不動産証券化協会

市場基盤ディビジョン（資格制度担当、企画・広報・研修担当）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-8-1 REVZO 虎ノ門 2 階

TEL : 03-3500-5601 FAX : 03-3500-5607

<https://www.ares.or.jp/>

制度改正の概要

制度改正およびマスター養成講座カリキュラムの変更の詳細は、以下のサイトをご覧ください。

◇制度改正案内（マスター資格制度専用サイト）

<https://ares-campus.ares.or.jp/2024system/>



◇養成講座の学習内容（マスター資格制度専用サイト）

<https://www.ares-campus.ares.or.jp/overview/>



実務経験要件の廃止

2025年4月、不動産証券化協会はマスター資格制度の改正を行い、「不動産証券化協会認定マスター」になるための資格の認定要件としていた実務経験要件（金融又は不動産の2年以上の実務経験）を廃止します。

この制度改正により、2024年度以降にマスター養成講座の全過程を修了する方（再受講含む）は、金融・不動産分野の実務未経験の方も、「不動産証券化協会認定マスター」として資格を認定されることが可能になります^{*1}。

マスター養成講座 Course1カリキュラム等の変更

実務経験要件の廃止に伴い、マスターを目指す方々の幅が広がり、金融・不動産分野の実務未経験の受講者層が拡大することが想定されます。こうした方々が企業価値と不動産運用との関係や不動産ファンドのビジネスモデルなどを理解し不動産証券化の知識とスキルをスムーズに習得してもらえるように、Course1のカリキュラムの再編（科目の追加、科目構成の追加・変更）を行い、2024年度実施の講座より適用します。また、この再編に伴い試験では科目ごとの出題数も変更となります。

不動産証券化協会認定アソシエイトの廃止

2025年4月の制度改正に伴い、資格の認定要件のうち、実務経験要件のみ未充足の場合に認定されていた「不動産証券化協会認定アソシエイト」の資格・称号は廃止されます。2025年4月1日時点で「不動産証券化協会認定アソシエイト」として資格認定されている方は、同日付で「不動産証券化協会認定マスター」としてみなされます^{*2}。

登録証明事業(業務管理者の能力を有することの証明)

不動産証券化協会認定マスターは、不動産特定共同事業の人的要件である「業務管理者」になるための能力の審査・証明事業（登録証明事業）として国土交通大臣の登録を受けています。

当協会は、これまで業務管理者の能力を有することの証明を希望するマスター認定者全員に対して証明書を発行していましたが、マスター認定の実務経験要件の廃止に伴い、2025年4月1日以降^{*3}は、不動産証券化協会が業務管理者になるための能力の証明を行うために設けた実務経験要件（2年以上）^{*4}を満たした方に対してのみ、証明書を発行します。

なお、登録証明事業における証明の申請方法や実務経験審査に関する詳細は、2025年1月末頃にマスター資格制度専用サイトにてご案内いたします。

- ※1 資格の認定には審査があり、マスター養成講座全課程の修了に加え、職業倫理規程等の諸規則遵守の誓約、不動産証券化協会が実施する倫理行動モニタリングに必要となる氏名公表の承諾、資格の欠格事由に該当しないことが必要となります。
- ※2 2025年4月1日時点で資格登録のあるアソシエイト認定者にはその旨を通知します（2025年4月上旬郵送にて通知予定）。
- ※3 2024年4月までに資格を認定されたマスター認定者（2025年4月1日付で不動産証券化協会マスターとしてみなされるアソシエイト認定者を除く）は、改正後所定の期間、これまで通り別に実務経験審査を受けることなく「業務管理者」になるための能力を有することの証明を受けることができる経過措置を設けます。なお、2025年4月1日以降の登録証明事業については、国土交通省と事前に協議を重ねたうえで規則改正に伴う届出を行っています。
- ※4 証明を希望するマスター認定者が提出する申請書や実務経験証明書、職務経歴書等により、実務経験要件の充足について審査を実施いたします。

<不動産証券化協会認定マスターに関する問い合わせ先>

◆電話 050-3816-3695（受付時間：土日祝を除く10:00～17:00）

◆問い合わせフォーム

<https://www.ares-campus.ares.or.jp/inquiry/inquiry-overview/>



◇不動産証券化協会認定マスター取得ガイド

<https://aresmaster.com/>

